

議案第 1 1 1 号

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者扶養共済条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、年金管理者の成年被後見人等に係る欠格条項を改めるため、この条例を制定するものである。